

# 道志村景観条例を制定しました

平成26年3月に策定した道志村景観計画を基に道志村景観条例を制定しました。  
この景観条例は、道志村の風土に則した景観形成の基本的な考え方や実現方針を示し、産官民の協働による取組みを推進することを目的としています。

## ■景観形成の目標

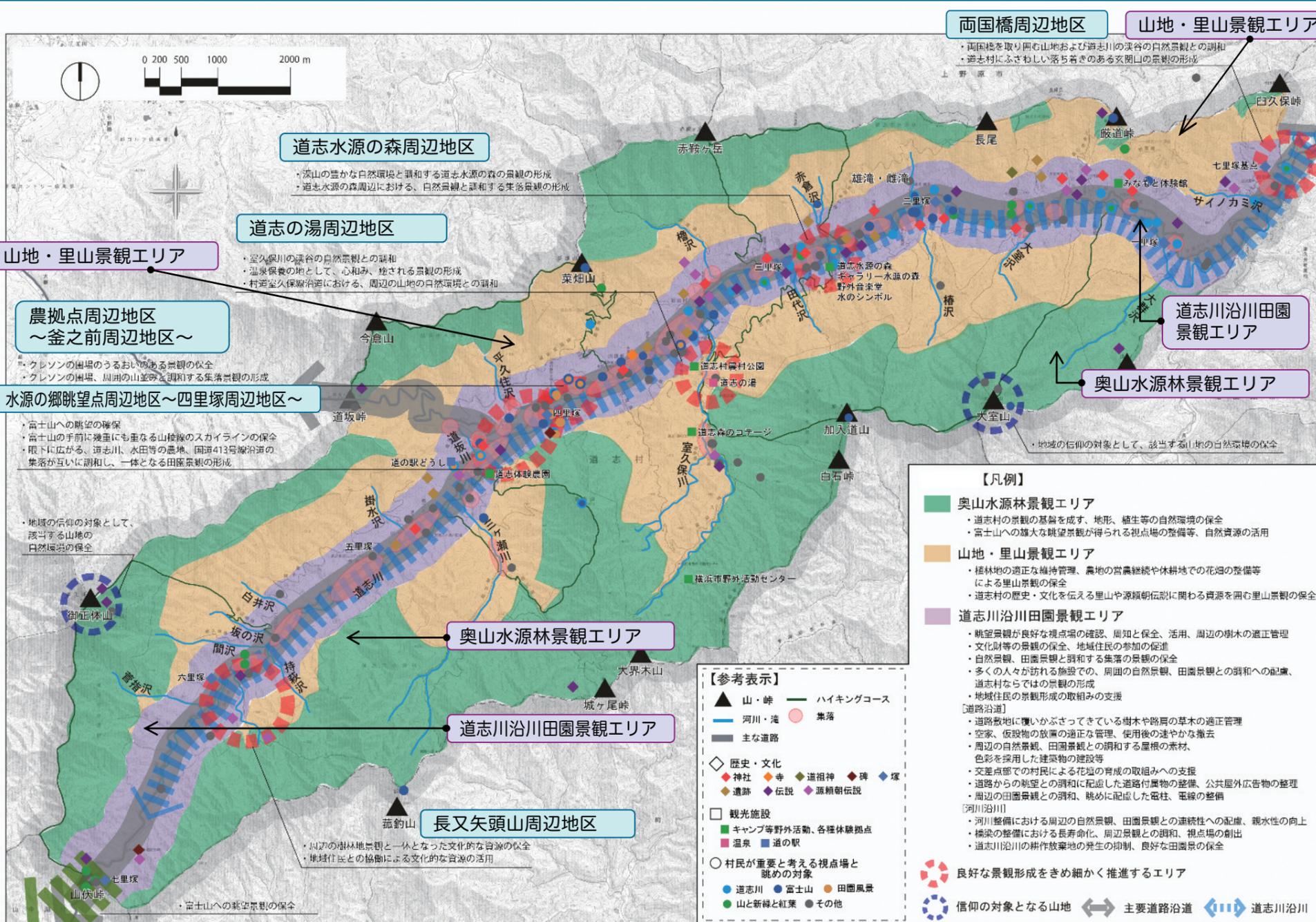
昭和初期の道志村に見られた、人と自然が共生する村の風景づくりの作法を  
探索・共有・継承し、新たな風景を創出する

かつて村民の日常の営みが自然と共生していた「昭和初期」に着目し、当時の景観づくりの作法（暗黙のルール）を探索し、村民が理解を深め、共有し、将来に継承し、「美しい村」にふさわしい新たな風景を創出することを目標とします

## ■計画の運用 下表の「届出対象行為」に該当するものについては、届出が必要になります。

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・延床面積が10㎡*1を超える建築物 *1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	①煙突 高さ6mを超えるもの*2
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く） 高さ15mを超えるもの*2
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの 高さ4mを超えるもの*2
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの 高さ8mを超えるもの*2
	⑤擁壁 高さ2mを超えるもの*2
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・開発区域の面積が1,000㎡*3以上のもの *3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が90日を超えるもの	・物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの*4 *4) 山梨県大規模行為届出制度

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のもの新設等は届出対象行為となります。



## 届出の流れについて

※重点地区においては事前協議が必要となります。

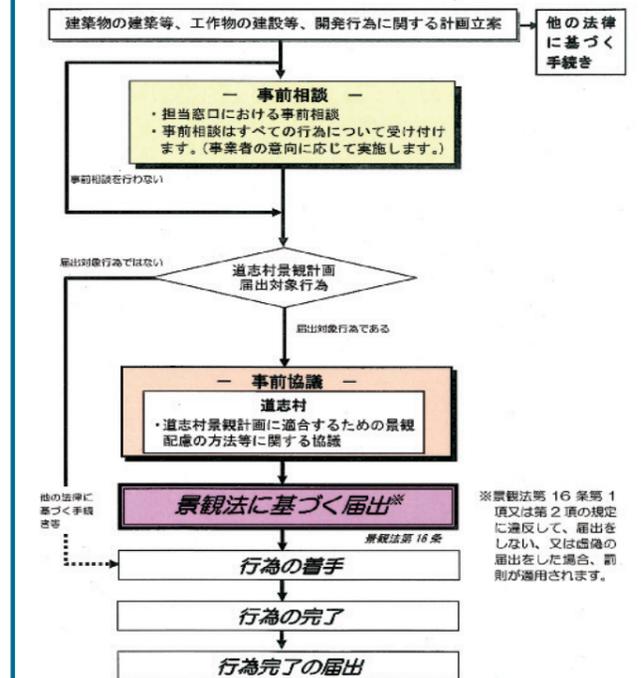


図 道志村景観計画に基づく届出等の手順

## 景観計画の区域

「道志村景観計画」は、対象区域を道志村全域とします。しかし道志村内では、多様な景観が展開するため、道志村の景観構造を踏まえ、道志村を3つの一般地域と、良好な景観形成をきめ細かく推進する6つの重点地区を定めます。

### ■重点地区

- ・両国橋周辺地区
- ・道志水源の森周辺地区
- ・道志村の湯周辺地区
- ・農拠点周辺地区～釜之前周辺地区～
- ・水源の郷眺望点周辺地区～四里塚周辺地区～
- ・長又矢頭山周辺地区

### ■一般地区

- ・奥山水源林景観エリア
- ・山地・里山景観エリア
- ・道志川沿川田園景観エリア